

## 第40回福島地方裁判所委員会議事概要

### 1 日時

令和4年6月27日（月）午後1時15分

### 2 場所

福島地方裁判所 第1会議室

### 3 出席者

（委員）安齋康史、伊藤栄紀、小川理佳、菅野寿井、久保木光治、  
國分亮子、千葉和彦、保木本正樹、山崎暁彦、吉田徹（委員長）、  
渡辺敏光（五十音順、敬称略）

（説明者）三浦刑事部長、田邊裁判官、岸浪民事首席書記官、山口刑事  
首席書記官、今野刑事訟廷管理官、五十嵐裁判員係長、  
秋元事務局長、嶋原事務局次長、田母神総務課長、渡邊広  
報係長

### 4 議事

#### (1) 新任委員の紹介（五十音順、敬称略）

菅野寿井委員、國分亮子委員、保木本正樹委員

#### (2) 前回委員会（テーマ：新型コロナと広報活動について）以降の取組 の報告

（田母神総務課長）

調停制度発足100周年に関する取材を受けたこと、他業種と連携  
しての広報活動の予定及び福島地裁のホームページに関し、バーチャ  
ル裁判所見学のページの内容を時宜に沿ったものに変更したこと等を  
説明した。

#### (3) テーマ「より効率的で分かりやすい選任手続のために」

裁判所担当者から以下のとおり裁判員裁判における裁判員等選任手

続について説明した。

ア 裁判員裁判制度について（三浦刑事部長）

裁判員裁判制度について説明した。

イ 裁判員等選任手続について（山口刑事首席書記官、五十嵐裁判員係長）

模擬選任手続の実演を交えながら、裁判員等選任手続について説明した。

(4) 意見交換の要旨

（委員）

模擬選任手続を見て、事前送付書面に目を通していれば手続の内容を十分理解できるだろうと感じ、非常に丁寧な印象を受けた。ただ、全体的に時間がかかっていると思った。もう少し内容を省略しても良いのではと感じた。パソコンを用いて抽選が行われるということだったが、抽選は、候補者の性別や年齢等による区別のない、無作為なものなのか。

（説明者）

裁判員等の選任は、無作為抽選により行われる。

（委員）

模擬選任手続からは、必要とされている手続を丁寧に行っている印象を受けた。抽選に外れた候補者に感謝カードを渡すところに好印象を持った。手続内で「全ての裁判期日に出頭できないのであれば裁判員等になれない」旨の説明をしていたが、選任期日当日に、日程上の都合で辞退を希望する人はどのくらいいるのか。

（説明者）

事前送付書面にも、裁判期日は記載されている。選任期日に出頭した候補者の大半は都合を調整済みの方であり、多くても四、五人くら

いが日程上の都合で辞退を希望する印象である。ただし、選任期日に出頭する方は、呼出人数の3割程度であり、出頭しなかった約7割に日程の都合がつかなかった方が多く含まれていると考える。

(委員)

法曹関係者の立場からすると、選任手続については、以前から、裁判所が「分かりやすく」という部分を意識していると感じている。法律上外せない手続もあるため、現在の進行内容から何かを省略することは難しいだろうと思う。

(委員)

説明が丁寧で、初めて裁判所に来た方でも不安がないだろうと思う。模擬手続の長さは1時間弱だったが、本来であれば、もっと待ち時間が長いのではないか。待ち時間の短縮が重要だと思う。

(説明者)

待ち時間の中に、個別質問手続や辞退判断、抽選の事前準備等を行っている。手続の正確性も考慮しながら、手続を行う上での係員間の連携等について試行錯誤を重ねている。

(委員長)

候補者人数分の当日質問票の内容確認だけでも相当の時間がかかるため、待ち時間の短縮の検討にも限界があるのは御承知おきいただきたい。喫煙者が裁判員裁判期間中に庁舎の敷地内で喫煙できないことについては、候補者にどのような説明をしているのか。

(説明者)

基本的には、全体への説明を行った上で、不安がある方については個別質問で対応している。喫煙できないことで裁判員等を務めることが難しいという申出があった場合には、辞退申出として扱い、個別に判断することになる。

(委員)

「効率的な」という部分については、法令上必要とされている手続が分からないが、これまでどういう形で手続の簡略化を図ってきたのか。また、「分かりやすい」という部分については、事前送付書類の量が多く、候補者にとって特に関心がある裁判期日等の情報が分かりにくくなっている印象を受けた。候補者の事情ごとに目を通すべき書類に違いがあると思うので、読むべき書類をフローチャート式で判別できるようにする等の工夫をするのはどうか。

(説明者)

手続の簡略化の変遷については、過去には当日質問票の質問項目が現在よりも多かったところを必要最低限に絞ったり、逆に、制度変更により全体質問での説明内容が増えたりと、様々な変更があった。

また、近年でいうと、新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災に関する案内書面や候補者の職場の方向けの案内書面を増やしたこともあり、候補者への事前送付書面の種類が現行のものとなっている。システムで定型的に作成される書面については、修正は難しいかもしれないが、裁判期日に関する情報を候補者に見やすくする工夫を含めて、今後、記載内容の検討をしたい。

(委員)

裁判員等が前記感染症にり患したり濃厚接触者となったりしたことに対応に苦慮した事例が、全国又は福島県内であったか。

(説明者)

福島県内では、候補者を含めて、裁判所への来庁者が前記感染症にり患した又は濃厚接触者となった事例は、把握していない。全国での状況は、報道されている以上のことは把握していない。

(委員長)

前記感染症感染拡大後、評議室や候補者待合室では、手指消毒やソーシャルディスタンス保持のお願い等の感染防止対策を行っており、裁判所内でのクラスター発生を予防している。

(説明者)

補充裁判員の人数については、審理期間等の事情を事件ごとに考慮した上で決めている。私が把握している限りでは、福島県内で、前記感染症を理由として補充裁判員の人数を通常よりも増やした事例はない。しかし、前記感染症の拡大を理由として裁判所に出頭できない候補者が通常よりも多くなると予測し、候補者の呼出人数を通常より多くした事例はある。

## 5 次回（第41回）開催について

### (1) 日時

令和5年2月8日（水）午後1時15分

### (2) テーマ

民事調停の現状と展望

## 6 閉会